

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年 8 月 15 日 (金曜日)

定 期 第 638 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ
○告示	
指定管理者の指定 (2 件) (政策・土地水資源対策課)	679
指定管理者の指定 (文化スポーツ観光・国際課)	680
指定管理者の指定 (文化スポーツ観光・スポーツ課)	680
指定管理者の指定 (環境農政・自然環境保全課)	680
保安林予定森林にする旨の通知 (環境農政・水源環境保全課)	681
指定管理者の指定 (環境農政・森林再生課)	681
指定管理者の指定 (環境農政・水産課)	681
指定管理者の指定 (福祉子どもみらい・共生推進本部室)	682
指定管理者の指定 (福祉子どもみらい・障害福祉課)	682
手数料の徴収事務の委託 (3 件) (福祉子どもみらい・障害サービス課)	682
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療整備・人材課)	683
○公告	
建設業法による監督処分 (県土整備・建設業課)	684
開発行為に関する工事の完了 (横須賀土木事務所)	684

告 示

神奈川県告示第402号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2 第3 項及び神奈川県立相模湖交流センター条例 (平成11年神奈川県条例第40号) 第5 条の規定により、神奈川県立相模湖交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
アクティオ株式会社
東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階
- 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

神奈川県告示第403号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2 第3 項及び神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター条例 (平成27年神奈川県条例第7 号) 第5 条の規定により、神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
愛甲郡清川村宮ヶ瀬940ー 4 番地
 - 2 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで
-

神奈川県告示第404号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（平成 9 年神奈川県条例第37号）第 5 条の規定により、神奈川県立地球市民かながわプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益社団法人青年海外協力協会
長野県駒ヶ根市中央16番 7 号
 - 2 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで
-

神奈川県告示第405号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例（平成27年神奈川県条例第11号）第 6 条の規定により、神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
愛甲郡清川村宮ヶ瀬940ー 4 番地
 - 2 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで
-

神奈川県告示第406号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例（平成27年神奈川県条例第 9 号）第 5 条の規定により、神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
愛甲郡清川村宮ヶ瀬940ー 4 番地
- 2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第 407 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のように森林を保安林予定森林にする旨の通知があった。

令和 7 年 8 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 保安林予定森林の所在場所

相模原市緑区佐野川字生藤山 1,031 の 2、1,031 の 5、1,031 の 7、1,031 の 8、1,031 のハ、1,031 のニ、1,031 のヘ、1,032、三井字大玉久保 1,305 の 6・1,305 の 8（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

佐野川字生藤山 1,031 の 2、1,031 の 7、1,032、三井字大玉久保 1,305 の 6・1,305 の 8（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

神奈川県告示第 408 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び神奈川県立 21 世紀の森条例（昭和 58 年神奈川県条例第 3 号）第 5 条の規定により、神奈川県立 21 世紀の森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社アグサ

南足柄市中沼 305 番地 1

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第 409 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び神奈川県漁港管理条例（昭和 44 年神奈川県条例第

44号) 第20条の規定により、宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

みうら漁業協同組合

三浦市三崎五丁目12番 5 号

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

神奈川県告示第410号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び神奈川県女性自立支援施設条例（昭和39年神奈川県条例第27号）第 5 条の規定により、神奈川県女性自立支援施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人神奈川県民生福祉協会

横浜市

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

神奈川県告示第411号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び神奈川県聴覚障害者福祉センター条例（昭和55年神奈川県条例第 2 号）第 5 条の規定により、神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

藤沢市藤沢933番地の 2

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

神奈川県告示第412号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託した。

令和 7 年 8 月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 委託を受けた者

鎌倉市植木18番地

社会福祉法人清和会

2 委託に係る手数料の種類

三浦しらとり園条例（昭和58年神奈川県条例第 2 号）第 9 条第 1 項に規定する三浦しらとり園における診断書の交付等に係る手数料

3 委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

神奈川県告示第413号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託した。

令和 7 年 8 月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 委託を受けた者

(1) 横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1,749番地

社会福祉法人同愛会

(2) 横浜市旭区白根 7 丁目10番 6 号

社会福祉法人白根学園

2 委託に係る手数料の種類

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第 5 号）第 9 条第 2 項に規定する芹が谷やまゆり園における診断書の交付等に係る手数料

3 委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

神奈川県告示第414号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託した。

令和 7 年 8 月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 委託を受けた者

秦野市南矢名三丁目 2 番 1 号

社会福祉法人かながわ共同会

2 委託に係る手数料の種類

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第 5 号）第 9 条第 2 項に規定する津久井やまゆり園、愛名やまゆり園及び厚木精華園における診断書の交付等に係る手数料

3 委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

神奈川県告示第415号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表医療法人社団清恵会田村外科病院の項中「医療法人社団清恵会田村外科病院」を「社会医療法人財団石心会川崎地域ケア病院」に改める。

公 告

令和 7 年 8 月 5 日、建設業法第29条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和 7 年 8 月15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 処分を受けた者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	建設業の許可番号
LEI・BROTHERS株式会社	横浜市港北区鳥山町924番 7	土器屋 直人	神奈川県知事許可 (般－ 4) 第90688号

2 処分の内容

建設業法第29条の 2 第 1 項の規定に基づき、建設業の許可を取り消した。

3 処分の原因となった事実

営業所の所在地を確知できないため、令和 7 年 7 月 1 日付け神奈川県公報定期第625号にて公告したが、30 日経過しても当該建設業者から申出がなかった。

このことは、建設業法第29条の 2 第 1 項に該当する。

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年 8 月15 日

神奈川県横須賀土木事務所長 五十嵐 敬

開発区域に含まれる地域の名称	三浦市南下浦町上宮田字青木田1, 490の 1 ほか 2 筆
開発区域の面積	9, 617. 26平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都千代田区外神田 4－14の 1 東京都千代田区丸の内 2－ 2 の 3
開発許可を受けた者の氏名	NTT都市開発株式会社 代表取締役 池田 康 株式会社フージャースコーポレーション 代表取締役 小川 栄一
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 5 年 5 月17 日 神奈川県指令須土第610006号 (令和 6 年 6 月 6 日 神奈川県指令須土第610002号) (令和 7 年 7 月15 日 神奈川県指令須土第610007号)